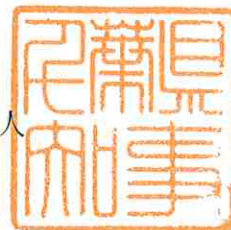


産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県山武市木原1411番地3
氏 名 株式会社ブライト
代表取締役 武田 勝利

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和元年12月18日

許可の有効年月日 令和6年12月1日

この写しは許可内容を証する目的に限り

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎, 圧縮減容及び圧縮固化による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。), (イ) 紙くず, (ウ) 木くず,
(エ) 繊維くず, (オ) 金属くず(自動車等破碎物を除く。), (カ) ガラスくず, コンクリート
くず及び陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。), (キ) がれき類
(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 圧縮減容による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。), (イ) 紙くず, (ウ) 木くず, (エ) 繊維くず
(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

ウ 圧縮固化による中間処理に係るもの

(ア) がれき類, (イ) 木くず
(これらのうち, 窯業系サイディングに限り, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1, 2及び3のとおり

3 許可の条件

なし

(続く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年12月2日 新規許可

令和元年12月18日 更新許可

令和4年7月27日 変更届 (小規模産業廃棄物処理施設の設置)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

存・無

(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破砕施設 (施行令第7条第8号の2) (平成15年6月12日, 第15-4-1-123号) (条例第12条第1項第2号) (令和4年6月7日, 第2022-20-1-198号)	廃プラスチック類 4.4t/日 (0.55 t/時×8時間) 紙くず 8.8t/日 (1.10 t/時×8時間) 木くず 11.8t/日 (1.47 t/時×8時間) 繊維くず 11.8t/日 (1.47 t/時×8時間) 金属くず 44.1t/日 (5.51 t/時×8時間) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 32.3t/日 (4.04 t/時×8時間) がれき類 23.5t/日 (2.94 t/時×8時間) (平成16年9月29日)	1	千葉県旭市 三川字狹野 14941番1, 14942番1, 14943番1, 萩園字白水 1642番1, 1643番1
破砕施設 (条例第12条第1項第2号) (平成21年8月27日, 第21-20-1-131号)	廃プラスチック類 4.79t/日 (0.599 t/時×8時間) (平成22年2月17日)	1	
石膏ボードの破砕施設	4.8t/日 (0.60 t/時×8時間) (平成16年9月29日)	1	
圧縮減容施設	廃プラスチック類 4.2t/日 (0.53 t/時×8時間) 紙くず 8.5t/日 (1.06 t/時×8時間) 木くず 6.4t/日 (0.79 t/時×8時間) 繊維くず 8.5t/日 (1.06 t/時×8時間) (平成16年9月29日)	1	
圧縮減容施設	廃プラスチック類 1.50t/日 (0.187 t/時×8時間) 紙くず 2.34t/日 (0.292 t/時×8時間) (平成22年2月17日)	1	
圧縮固化施設	がれき類 101.6 t/日 (4.232 t/時×24時間) 木くず 101.6 t/日 (4.232 t/時×24時間) (平成31年1月29日)	1	

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
混合廃棄物保管施設	50 m ² 104 m ³	1	千葉県旭市 三川字貉野 14941番1, 14942番1, 14943番1, 萩園字白水 1642番1, 1643番1
廃プラスチック類保管施設	30 m ² 56 m ³	1	
廃プラスチック類保管施設	62 m ² 116 m ³	1	
廃プラスチック類保管施設	46 m ² 85 m ³	1	
紙くず保管施設	12 m ² 23 m ³	1	
木くず保管施設	35 m ² 65 m ³	1	
繊維くず保管施設	12 m ² 23 m ³	1	
金属くず保管施設	20 m ² 37 m ³	1	
ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くず保管施設	39 m ² 71 m ³	1	
廃石膏ボード保管施設	20 m ² 37 m ³	1	
廃石膏ボード保管施設	30 m ² 56 m ³	1	
がれき類・木くず保管施設 (窯業系サイディング)	35 m ² 65 m ³	1	
がれき類保管施設	20 m ² 37 m ³	1	

処理前物



(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃プラスチック類保管施設	16 m ² 30 m ³	1	千葉県旭市 三川字貉野 14941番1, 14942番1, 14943番1, 萩園字白水 1642番1, 1643番1
廃プラスチック類保管施設	15 m ² 28 m ³	1	
ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くず保管施設	16 m ² 30 m ³	1	
紙くず保管施設	15 m ² 28 m ³	1	
金属くず保管施設	30 m ² 56 m ³	1	
繊維くず保管施設	15 m ² 28 m ³	1	
木くず保管施設	25 m ² 46 m ³	1	
がれき類・木くず保管施設 (窯業系サイディング)	15 m ² 28 m ³	2	
がれき類保管施設	25 m ² 46 m ³	1	
廃プラスチック類保管施設	7.0 m ² 8.0 m ³	1	
破碎後物一時保管施設	7.0 m ² 16 m ³	2	
残さ物保管施設	21 m ² 24 m ³	3	
破碎後石膏ボード保管施設	14 m ² 16 m ³	2	
圧縮減容後物保管施設	21 m ² 24 m ³	3	
圧縮固化後物保管施設	51 m ² 63 m ³	1	

処理後物

(以下余白)

